

# 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等」について（彦岐市）

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した平成21年度決算に基づく健全化判断比率等の速報値（9/28現在）についてお知らせします。

## 1. 財政健全化法の概要について

地方公共団体は、平成19年度決算より以下の比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する必要があります。

「健全化判断比率等」・・・①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、⑤資金不足比率

①～④のいずれかの比率が「早期健全化基準」を超えた場合は「財政健全化計画」を、①～③のいずれかの比率が「財政再生基準」を超えた場合は「財政再生計画」を、また、⑤の資金不足比率が「経営健全化基準」を超えた場合は「経営健全化計画」を策定する必要があります。

## 2. 健全化判断比率について

（単位：％）

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
彦岐市	—	—	12.6	69.1
早期健全化基準	12.93	17.93	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

本市はいずれの比率も「早期健全化基準」及び「財政再生基準」を下回っています。「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は赤字が生じていないため、比率はありません。

## 3. 資金不足比率について

（単位：％）

会計名称	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
三島航路事業特別会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

本市はいずれの会計も資金不足が生じていないため比率はありません。

# 県内市町等の健全化判断比率の状況（H21年度決算）

9月28日 速報

(単位：%)

市 町 名	実質赤字比率				連結実質赤字比率				実質公債費比率				将来負担比率		
	21決算	20決算	早期健全化基準	財政再生基準	21決算	20決算	早期健全化基準	財政再生基準	21決算	20決算	早期健全化基準	財政再生基準	21決算	20決算	早期健全化基準
長 崎 市	-	-	11.25		-	-	16.25		13.3	13.1			105.3	115.7	
佐 世 保 市	-	-	11.25		-	-	16.25		13.8	14.1			95.4	110.2	
島 原 市	-	-	13.13		-	-	18.13		9.4	8.7			28.5	30.9	
諫 早 市	-	-	11.61		-	-	16.61		13.5	13.1			78.2	82.6	
大 村 市	-	-	12.59		-	-	17.59		10.5	10.3			87.4	115.8	
平 戸 市	-	-	12.92		-	-	17.92		15.9	16.8			89.8	110.8	
松 浦 市	-	-	13.39		-	-	18.39		17.3	18.9			150.8	158.3	
対 馬 市	-	-	12.51		-	-	17.51		14.7	17.0			110.9	131.8	
吉 岐 市	-	-	12.93		-	-	17.93		12.6	13.2			69.1	69.4	
五 島 市	-	-	12.59		-	-	17.59		15.3	15.6			83.3	107.7	
西 海 市	-	-	12.96	20.0	-	-	17.96	40.0	14.5	15.5	25.0	35.0	65.8	88.6	350.0
雲 仙 市	-	-	12.63		-	-	17.63		14.5	15.0			35.1	61.7	
南 島 原 市	-	-	12.55		-	-	17.55		12.7	13.5			33.0	53.5	
長 与 町	-	-	14.05		-	-	19.05		10.5	9.7			1.7	1.1	
時 津 町	-	-	14.48		-	-	19.48		7.2	8.5			-	-	
東 彼 杵 町	-	-	15.00		-	-	20.00		16.3	16.1			79.9	91.9	
川 棚 町	-	-	15.00		-	-	20.00		16.5	16.5			107.2	132.8	
波 佐 見 町	-	-	15.00		-	-	20.00		16.8	15.5			79.1	102.1	
小 値 賀 町	-	-	15.00		-	-	20.00		18.3	21.8			49.7	90.2	
佐 々 町	-	-	15.00		-	-	20.00		11.3	11.8			-	-	
新上五島町	-	-	13.04		-	-	18.04		16.1	16.6			131.3	158.6	
市 平 均									13.6	13.8			86.9	101.4	
町 平 均									13.5	13.6			49.1	63.3	
市 町 平 均									13.6	13.8			82.9	97.5	
全 国 市 町 村 均 平										11.8				100.9	

実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化比率等は各団体の標準財政規模に応じた基準となります。  
 実質赤字額・連結実質赤字額・将来負担額がない場合は、「-」と記載しています。  
 平均値は加重平均値です。  
 連結実質赤字比率の財政再生基準は3年間の経過措置があります。(H20・H21:40%、H22:35%、H23以降:30%)

# 県内市町等の資金不足比率の状況（H21年度決算）

（単位：％）

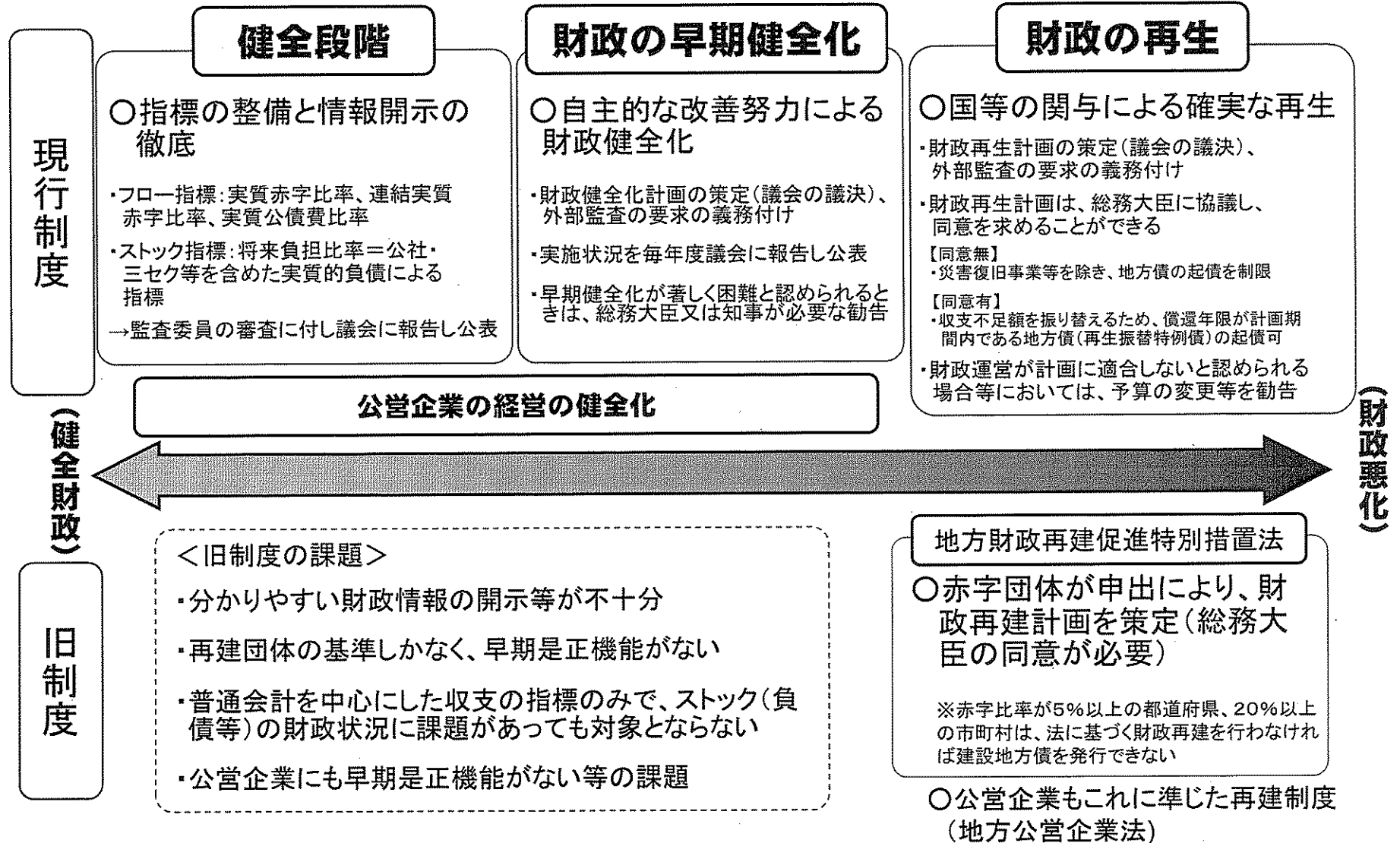
9月28日 速報

団体名	資金不足比率			経営健全化 基準
	21決算	20決算 (確報)	(会計名)	
長崎市	-	-	-	20.0
佐世保市	-	-	-	
島原市	-	-	-	
諫早市	-	-	-	
大村市	-	-	-	
平戸市	-	3.0	病院	
松浦市	-	-	-	
対馬市	-	-	-	
吉岐市	-	-	-	
五島市	-	-	-	
西海市	-	-	-	
雲仙市	-	-	-	
南島原市	-	-	-	
長与町	-	-	-	
時津町	-	-	-	
東彼杵町	-	-	-	
川棚町	-	-	-	
波佐見町	-	-	-	
小値賀町	-	-	-	
佐々町	-	-	-	
新上五島町	-	-	-	
雲仙・南島原保 健組	-	-	-	20.0
長崎県南部広域 水道企業団	-	-	-	

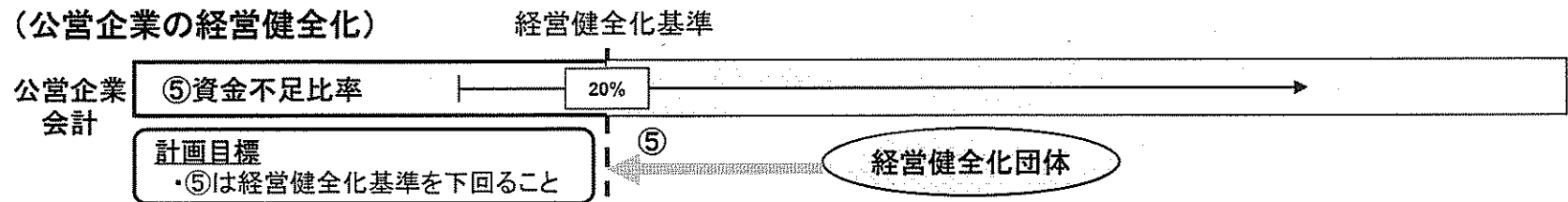
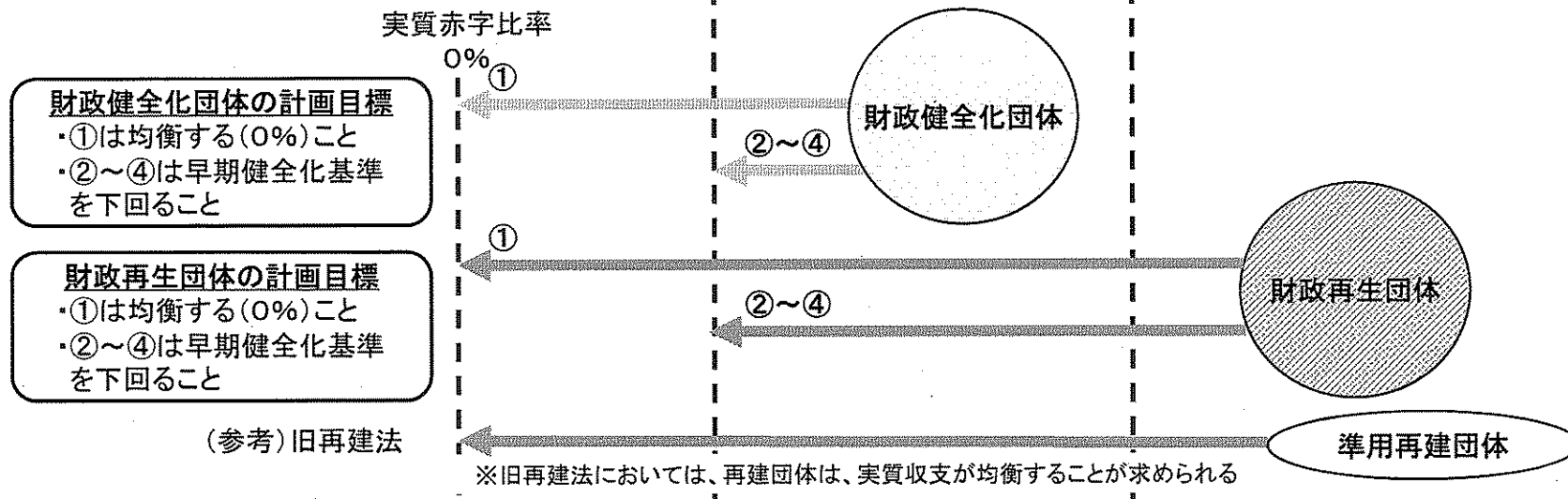
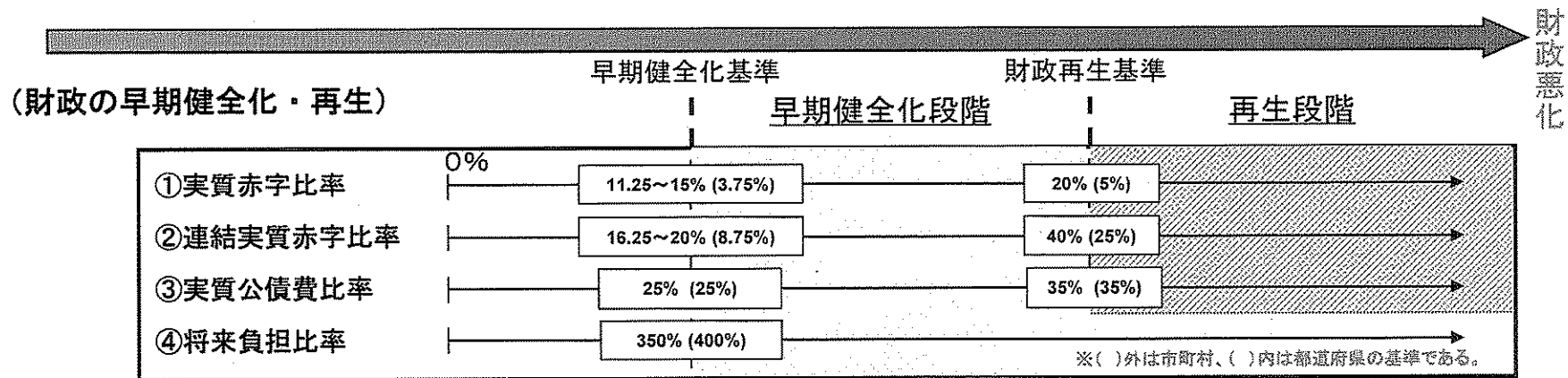
資金不足額がない場合は、「-」と記載しています。

# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

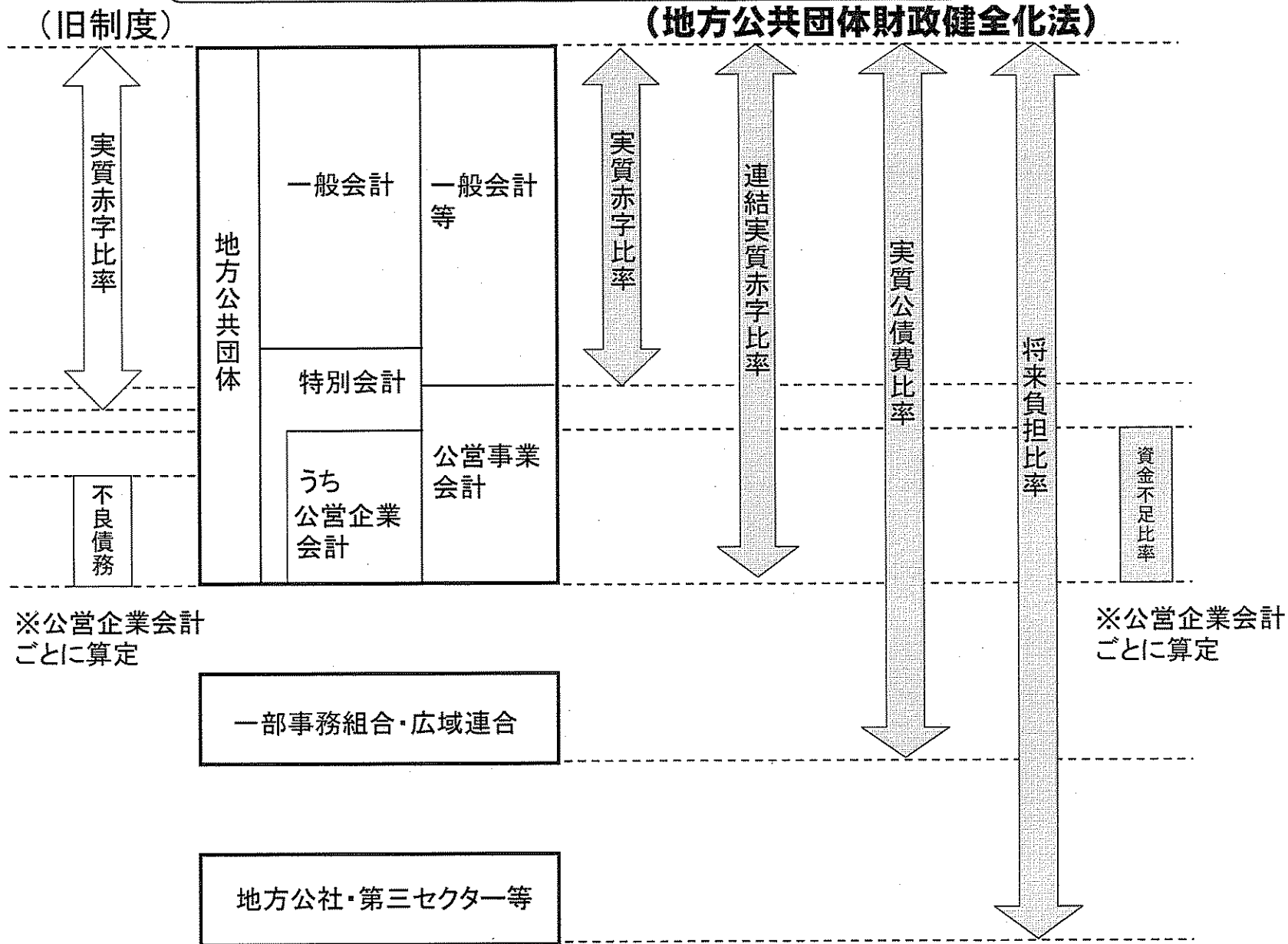
(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



# 財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



# 健全化判断比率等の対象について



# 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 連結実質赤字額
  - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額  
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
  - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
  - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額  
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
  - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
  - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。